

【参考資料4】

和泉市地域間幹線系統確保維持計画の包括的な合意について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領において、予め協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、条件を満たす軽微な変更に限り、協議会を開催しなくても協議会の議論を経たものとして取り扱う、と規定されている。

そこで、本協議会においても、包括的な合意を諮りたい。

【参考】地域公共交通確保維持改善事業実施要領（抜粋）

2. 地域公共交通確保維持事業について

（1）陸上交通に係る確保維持事業

④協議会について

ア. 確保維持改善計画の変更と協議会の開催について

地域間幹線系統に係る確保維持改善計画又は地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画（以下「陸上交通確保維持改善計画」という。）の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の確保維持改善計画については、協議会構成員において情報共有されることが必要である。